環境関係部課長会議　会議録

1　日　時　令和８年７月３０日（木）　午後１時５９分から午後３時１０分まで

2　会　場　愛知県自治センター　大会議室

3　当番市　一宮市

4　出席者　県・・・環境局環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室　室長補佐　後藤　和也
環境局地球温暖化対策課　主査　水野　肇
環境局資源循環推進課　課長補佐　大越　士生
市・・・名古屋市環境局総務課課長補佐（企画）　米山 良美　始め41名
市長会事務局・・・行政係長　福井　直也
財政係長　伊藤　朱美

5　内容

⑴　開会

○　市長会事務局　財政係長　伊藤　朱美

ただいまより環境関係部課長会議を開会します。本日は、業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆さま方には、心よりお礼申し上げます。私は、進行を務めさせていただきます愛知県市長会事務局の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。さて、愛知県市長会では 15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの１つがこの環境関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただくと言ったことを目的として例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題をお持ちよりいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それでは、まず始めにご多忙の中、ご出席賜りました愛知県の皆さま方をご紹介させていただきます。

環境局環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室　室長補佐　後藤　和也　様
環境局地球温暖化対策課　主査　水野　肇　様
環境局資源循環推進課　課長補佐　大越　士生　様

それでは、県を代表しまして、環境局資源循環推進課　課長補佐　大越　士生　様からごあいさつをいただきます。

⑵　あいさつ

○　愛知県環境局資源循環推進課　課長補佐　大越　士生

ご紹介頂きました県資源循環推進課の大越でございます。

皆様方には、日頃から本県の環境行政につきまして、格別のご配慮を賜りお礼申し上げます。

環境行政における問題につきましては皆様方ご存じかと思いますが、住民の日常生活に深く関わる良好な生活環境を保全する上でも非常に重要な問題であると考えております。

本日は、そういった非常に重要なテーマのうち 5 つほど各自治体から議題を提案していただいて、そしてこの中で意見交換をしていただく形になるかと思いますが、こういったほかの自治体の御意見を直接伺えるという非常によい機会だと思いますので、ぜひ活発に意見交換、情報交換していただいて、普段抱えていらっしゃる問題点とか疑問点、そういったことの解決の一助にぜひしていただければと思います。

最後に本県の環境行政の推進につきまして、今後も引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

⑶　議題

○　市長会事務局

ありがとうございました。

ここからは、資料に沿って進めさせていただきます。

不足資料がございましたらお申し出ください。

なお、本日机上に配布させていただきました資料につきまして、まず、出席者名簿に修正がございましたのでお配りをさせていただいております。豊田市の出席者の変更になります。

また、ホチキス止めの「セントレアで使用する国産ＳＡＦの原材料となる廃食用油回収ご協力のお願い」につきましては、後ほど中部国際空港株式会社様より説明をいただける資料となっております。

それでは、次第３　議題に入ります前に、前回会議におきまして、市政施行順により、今年度の会議進行の議長当番市として一宮市さんに決定しております。

一宮市環境部環境政策課長　熊澤様、よろしくお願いします。

○　議長　一宮市環境政策課長　熊澤　宏昭

それでは、議題に入る前に、本日の会議の進め方について説明させていただきます。

各市の状況は、前もって配布していただいておりますので、各市の状況の発表はとり行わず、議題ごとに、まず提案市から趣旨説明をしていただきます。

次に私から簡単にとりまとめ状況の説明をいたします。

その後で、回答について補足説明がある市がございましたら、補足説明をしていただきます。

その次に、議題提案市に各市の回答について追加質問したい市があるかどうかを聞かせていただき、更に、議題提案市以外の市で、追加質問やご意見があるか聞かせていただき、最後に必要に応じて愛知県の方からコメントをいただくという順番で

進めさせていただきます。
　また、この会議は、要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、みなさまからの活発な意見と情報共有をお願いします。
ア　議題１　ごみステーション設置の考え方について（岡崎市提出）
⑺　岡崎市　趣旨説明
○　議長
　それでは、議題１　ごみステーション設置の考え方について、提案市であります岡崎市さんより趣旨説明をお願いします。
○　岡崎市
　本市では、市内のごみステーションの維持管理を町内会やアパートの管理会社にお願いしている現状であります。そのうち、町内会につきましては収集時の安全の確保の観点から見た道路の幅員や作業作業上の要件さえ満たせば、原則として、設置を認めているのが現状であります。
　そのため、実質的には制限がなくごみステーションが年々増加しているということが今、本市の課題となっております。
　今後における人口減少や財政状況の縮小を見据えますと、ごみステーションの数を一定程度に抑えて、効率的な収集体制を維持していくことが必要だと思っております。
　しかしその一方で、高齢化が進む中、従来の方式ではごみ出しが難しくなる「ごみ出し困難者」が増加することも懸念しております。
　これらを踏まえまして、既存のごみステーションの設置基準や収集方式の在り方について見直していかなければと思いがありまして、今回、各自治体様の取り組み状況をお聞きした次第であります。
⑴　質問等
○　議長
　ありがとうございました。
　各市の回答を見させていただきますと、収集方法についてはほとんどステーション方式ということで、ただ設置を制限する、選定する基準というのはいろいろ有無が分かれている状況なのかなと思います。
　また、各市の事情や工夫もいろいろと違っているところがありますので、これを機会にいろんな状況を伺えると、参考になるのかなと感じた次第でございます。
　それでは各市の回答で補足説明をしたい市がございましたら挙手をお願いいたします。
　よろしいでしょうか。
　それでは提案市の岡崎市さんのほうで特に伺ってみたい市がございますでしょうか。
○　岡崎市

江南市さんにお伺いしたいんですけれども、江南市さんの回答では、ごみステーションの新設を認めていないという回答になっておりますけれども、ごみステーションの新設を認めないとした理由と経緯を教えていただきたいのと、またその上で、実際に町内会などから設置の相談があった場合、その時の具体的な断り方や設置を認めないとして、町内、町内会などとトラブルに発展することはないのか。

また、最後に、宅地開発やマンションアパート建設に伴う場合でもごみステーションの新設は認めないのかなどを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○　江南市

江南市の現状になりますけれども、今回、ごみステーションは、資源ごみの集積場所という観点になりますと、自治会ごとにそれぞれ、資源ごみのステーションを作っております。そうした中で、新しい自治会ができれば、その折には新設に向けて調整する現状であります。

今回、回答していた中で、道路上にならないように可燃ごみの集積場所を各町内でいろいろ設定していただいてるんですけれども、現在その可燃ごみの集積場所を新たに新設したいというようなことは、その地区の人口世帯が増えて、ごみが多く出ている現状があれば、認めているというような状況です。

そういった中で、新設を、可燃ごみのほうについて、集積場所について、新設を原則的に認めていくことになると、収集箇所が際限なく増えてしまう可能性があるということで、認めないというような形にしております。

新たに可燃ごみを集積するところについては、基本 8 世帯以上の方が出すような地区になっておれば認めていくというような形にもなっております。

また設置したい相談があったときに、断る方法としては、現状、市のごみ収集運搬は委託契約で実施しておることから、新たに年度途中で新規ステーションを設置していこうとなると、当初契約した収集箇所数から増加してしまうというところで、委託業者に収集運搬のところで負担をかけることになるため、今後の課題というような形で、お断りしているという状況になってます。

実際に設置を認めないということで、トラブルに発展することはないかということになりますが、前年度の区長さんからの課題の持ち越しっていうような形で、いつになったらできるんだとか、そういったような相談を受け入れることになります。

そういった場合でも、ごみの量に変化があれば、増えてるっていう変化があれば、収集業者のほうに現状のほうを説明して、回収できるようにといったところで、協力を求めていくという形になります。

そうした中で、収集運搬業務に係る適正な委託料の単価の設定といったところも国のほうから言われてますので、そういった収集運搬に係る委託料を今後、調整しながら、業者のほうにも回収できるような、そういったところを協力を求

めていきたいと考えております。

あとまた、宅地開発やマンションなどの近接に伴った場合の新設になりますけれども、宅地開発やマンションなどの建設の規模が 1,000 平方メートル以上で、また、計画戸数が 8 戸以上の場合、江南市の宅地開発などに関する指導要綱の細則の中で、1 戸当たりで 0.3 平方メートル以上の可燃ごみの置場を設けることをしているといった形になってますので、その場合は認めているというような状況になります。

現在、江南市のほうでは、地区の資源ごみの集積場所以外に、どこの地区の方でも資源ごみが出せるようなリサイクルステーションといったものを南部と北部に 2 か所を設置しておりますが、そちらのほうも利用が多くあります。

そうした中で、市民や議会のほうからまた新たなそういったリサイクルステーションをつくってほしいというような要望が出ておりますので、また今後そういった検討を進めてまいりたいと考えております。以上になります。

○　議長

それでは岡崎市さん以外で追加で伺ってみたい市がございましたら、挙手をお願いします。

他によろしいでしょうか。

特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

ありがとうございました。

議題１につきましては以上とさせていただきます。

イ　議題２　再生可能エネルギー設備（太陽光発電・蓄電池等）の共同購入事業について（瀬戸市提出）

⑺　瀬戸市　趣旨説明

○　議長

それでは、議題２　再生可能エネルギー設備（太陽光発電・蓄電池等）の共同購入事業について、提案市であります瀬戸市さんより趣旨説明をお願いします。

○　瀬戸市

皆さん、瀬戸市の環境課長、長江と申しますよろしくお願いします。

このたび議題とさせていただきまして多くの皆さん、各市町さんにご回答を頂戴しました。どうもありがとうございましたとともにお手数をおかけしました。

まずちょっと趣旨を説明させていただきます。

近年ですね、民間事業者が実施主体となって、自治体が広報、周知等で連携する太陽光発電設備等の共同購入事業、こちらは全国のほうで広がってると思いますけれども、この事業についてはですね住民が共同購入に参加することでスケールメリットを生かして太陽光発電設備であるとか、蓄電池、そういったものを比較的安価に導入できる仕組みであって、自治体にとっても予算負担を抑え

つつ、再生可能エネルギー、普及促進を図れる可能性がある。

ただ一方ですね、自治体名義の使用による住民さんへの影響、施工契約上のトラブル、そういったときの対応です。

あと、特定事業者との連携に係る公平の確保、こういったことも課題として懸念されるわけですが、つきまして本市において今後の導入検討の参考とするために、各市町の皆さんに実施の状況であるとか、実施、また、未実施の理由、運用上の課題、今後の考え方についてご教示を頂きたいというような内容になってございます。

ちなみに本市はアイチューザーとの事を検討しておるわけなんですが、実はですね、今日ここに来るに当たって、担当の職員あるいはその担当係長から実は春先から課長やりましょうよって話があった。

すごくいい話なんで、よし乗ろうぜって話はしてたんですけど、ただ今申し上げた懸念がどうしてもあるので、ちょっとそこは一歩立ち止まって、今日の会議をもって、私が今日意思決定をするという宿題をしょってですね、今日来ておりますので、よろしくお願いします。

事前に幾つかご質問をさしていただいたとともにちょっと追加でもご質問をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

⑷　質問等

○　議長

ありがとうございました。

各市の回答を見させていただきますと、過去やっていて今はやっていない、私の一宮市もそうなんですが、一宮市、豊田市、長久手市さんが、以前はやっていたけども、今はやっていない。あと、実施中であるというのが名古屋市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市というところなのかなと思います。

我々もちょっといろいろ苦労しながら当時やったということはありますが、有意義な施策なのかなという点については変わりがないので、今後取り組みたい自治体ですね瀬戸市さんと同様に取り組みたい自治体の参考になるのかなとは思います。

それでは、各市の回答で補足説明したい市がありましたら挙手をお願いします。

瀬戸市さんの方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

○　瀬戸市

みよし市さんにご質問、よろしいですか。

みよし市さんのご回答が非常に前向きでですね、当初の期待どおり特段の負担もなく、毎年一定数の契約ができると。周知方法についても、アイチューザーからの提案のとおりに順調にできている印象を実は私持ってるんですね。

今後さらにですね、成約件数を伸ばしていくための効果的な周知啓発の在り方は引き続き検討していきますというお答えを頂戴してるわけなんですが、具

体的にこれまでどういった情報発信をホームページだとか、広報であるとか、SNS だとか、いろんな手段があると思うんですけど、どういった発信されてきたのかというのをお聞かせいただきたいのと、またその年度年度でですね、その方法や媒体の使い方みたいな違いがちょっとあるのかなと思います。そんなところを教えていただけると非常にうれしいなと思いますよろしくお願いします。

○　みよし市

ご質問頂いたこちらの情報発信につきましては、今お話がありました、広報と、あとホームページと、あとはみよし市のほうでは、登録頂いたラインからですねプッシュ配信というようなことを主に行っていました。

ただ、令和 5 年からこちらのほう、協定結んでやってるんですけど、事業者側のほうから、最近広報をご覧にならない家庭もあるんではないかということもありましてですね、ポスティングのほう、今年度、提案に基づいて試しているところでございます。

ただ当初懸念してたような苦情があったりですね、トラブルがあったりっていうところが今のところはないものですから、ポスティングのほうも効果が一定あるんではないかというところでは、採用させていただいたところでございます。

○　瀬戸市

みよし市さんから今非常に前向きなご説明を頂いた、期待どおりの効果が出ているというお話をちょうだいしたわけです。

その一方でですね、冒頭議長さんが言われたみたいに、一宮市さんであるとか豊田市さん、過去には実施したんだけども現在は実施していない、継続はしていかない、あるいは長久手市さんは今年度でおやめになるというようなご回答を頂戴してるわけで、一宮市さんと豊田市さんにちょっとお伺いしたいなと思うんですけど、一宮市さんにおかれましては住民さんからの施工上のトラブル、そういったことがあると。あと結果として期待したほどの効果が実は上がってないというようなご回答で、豊田市さんについてはスマートハウスの普及には寄与したものの、私が一番心配してる自治体が関与することによる住民さんの安心感をちょっと裏切ったような誤解でね、あったのかなと勝手に解釈しておりますけど。

そういったこともあってですね、このあたり、正直な生の話をちょっと聞かしていただけると、先ほど冒頭申し上げたとおり、職員、そこに戻ったときに、よしやろうぜってはっきり言えるのかどうかっていうところ、正直私思っておりまして、出来れば生の話をちょっと、もしこの場でご回答頂ければで結構なので、よろしくお願いします。

○　一宮市

一宮市は 2 年間、過去やっております。ここに書かせていただいた件でいうとトラブルということと、どうしても施工業者がいらっしゃるので、施工業者さ

んと市民の方ですね工事をお願いしている市民の方との間のトラブルはどうしても発生するものなのかなとは思います。

そういった中で、一宮市の名前がどうしても入っている事業になってきますので、そういったトラブルが起こったときに、一宮市側にやはりクレームの電話、お叱りの話が入ってくるというのは避けられないのかなというところはあります。件数として多いわけではないんですがどうしてもそういうケースが出てくるということですね。

あと効果もですね、やはり 2 年やっていて 2 年目は 1 年目に比べて私たちの地域特性なのかPRの問題なのかはちょっとよく分からないところがあるんですが、成果が下がってきてるというところがありましたので、今後ちょっと一旦様子見かなということで、打ち切りということでさせたという状況でございます。

○　豊田市

ちょっと私も直接担当してないものですから、生の声というわけにはいきませんけど、聞いている話だとやはり市が関わっているということから、もっと施工のところまで市が関係するって考えた市民がいて、苦情になったっていうような事例とか、あと地元業者を活用できなかったというようなことで、一旦ちょっと止めてというふうにしたと聞いております。

○　議長

それでは瀬戸市さん以外で、追加で伺ってみたい市がございましたら、挙手をお願いします。

他によろしいでしょうか。

特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

○　愛知県

地球温暖化対策課の水野と申します。

県としては、太陽光発電の導入促進につきましては、市町村との協調補助により進めており、ご協力ありがとうございます。

再エネの導入促進については、各市が区域施策編などでいろいろと目標を掲げておるところであると思いますけれども、それぞれの市町村の実情に応じて、導入促進に取り組んでいただければと思っております。

○　議長

ありがとうございました。

議題２につきましては以上とさせていただきます。

ウ　議題３　自治体指定ごみ袋の調達について（瀬戸市提出）

⑺　瀬戸市　趣旨説明

○　議長

それでは、議題３　自治体指定ごみ袋の調達について、提案市であります瀬戸市さんより趣旨説明をお願いします。

○　瀬戸市

同じ顔で恐縮ですけど、もう１点だけ議題で出させていただきました。

現在ですね、本市では、燃えるごみ燃えないごみ資源物、こちらの区分において、指定袋を採用してございます。

燃えるごみ、燃えないごみについては、条例に基づいてですね、手数料化、有料化と呼びますけども、しておるわけなんですが、実は資源物袋ってのはですね市場価格にされたままになったんですね。

昨今の物価高騰に加えまして、中東情勢の悪化緊迫化に伴って、皆さんそうだと思うんですけど製造コスト、流通価格が大幅に上昇しています。

これらを踏まえてですね、現在資源物袋についても有料化に向けた条例制定を進めておるところなんですが、今後も市調達のコスト増加は避けられない、こういった状況にあると思います。

そこで、本市における指定ごみ袋の調達状況等、コスト増加への対策についてお知らせをいただききたいというところで、手数料化の状況、それと今後の方向性対策、その他ですね、運用、調達の制度の運用における課題であるとかあるいは工夫であるとか、そういったところ、前向きな意見をちょっと頂戴できればなと思いまして議題として出させていただきましたのでよろしくいたします。

⑷　質問等

○　議長

ありがとうございました。

各市の回答を見させていただきますと、長年のテーマなんだろうとは思いますが、手数料等の状況は様々なのかなと。ただ、今年度については中東情勢を踏まえた対応というのは、多分各自治体、私の一宮市もそうなんですが各自治体いろんな方面で苦慮しているところというのが今年度の特徴であるのかなというふうに感じております。

それでは、各市の回答で補足説明したい市がありましたら挙手をお願いします。

瀬戸市さんの方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

○　瀬戸市

すみません。まずは、隣の半田市さんお願いします。

本市ではですね、ごみ減量を目的とするごみ処理手数料の有料化によって、燃えるごみ、これ大の袋 45L ですが、価格を１枚 50 円とする方向で、舵を切って議会のほうも承認を得た経過があるんですが、すぐにですね、令和 5 年の 4 月に行われた市長選、現在の市長の公約においてですね、お約束事になっておりまして１枚 18 円、つまり、手数料化する前の市場の価格である 18 円にですね、価格を据え置くという判断がなされまして、現在に至っておるわけでございます。

半田市さんにおいてはですね、令和 3 年から燃えるごみ、これ同じサイズで

すが、大 45L の価格を 1 枚 50 円とされているとのことなんですが、有料化前後におけるごみの排出量の変化についてご教示頂けるとありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。

○　半田市

半田市ではですね、令和 3 年度にごみ処理手数料の有料化ということで、こちら大を 45L っていうことだったんですけれども、半田市では大・小・特小 3 種類ですね、これ全て手数料を有料化いたしました。

排出量の変化ということなんですけれども、有料化の前、過去 5 年程度を見てみると、およそ 2 割程度ごみの排出を家庭系のみですけれども、2 割程度排出量が減っております。

具体的には、有料化の前年度はやはり駆け込みということで、一旦増えてるんですけども、それ以前が大体 580 グラムぐらいの排出量だったものが、有料化によって 470 グラム程度に減ってきました。

それ以降も、リバウンドをすることなく、少しずつ 2%程度なんですけれども、徐々に減ってきているという現状です。

○　瀬戸市

もうちょっとだけお伺いしていいですか、津島市さんよろしくお願いします。

プラスチック製容器包装とですね、ペットボトルを比較したときに、ペットボトルは売払いによる歳入化が見込める一方で、プラスチック製容器包装は中間処理費用が発生します。

その上ですね、逆有償で売払いになるということで、処理コストの観点においては費用ごとに差異が生じてくることになると思いますが、4 種類のですね、この価格それぞれ類似する価格設定となってございますが、処理コストの観点を踏まえた価格設定について、ご検討されたかどうかというところをお伺いできればと思います。

○　津島市

ごみ袋の金額なんですけれども、基本的に海部地区はみんなこのごみ袋の金額で統一していこうということで、津島市で残っている資料見ると平成 14 年ぐらいからずっとこの金額でやっております。

今のプラとペットボトルについても、ちょっと資料がなかったんですけどもやはりほかのごみ袋と金額合わせるという格好でこの金額設定…すいません、ペットボトルは津島市単独でやってるので、この金額に合わせて、売払いをするというような流れになっていると思います。

ただ、当然、先ほどの中東情勢であるとか元々物価高とかで、ごみの処理料が上がっているというところが問題になっていて、実際この 20 円という大の金額とか、20 円とか 15 円を製造コストが超えている場合ものもありますので、ちょっと、海部地区の課長会議というものがあるんですけども、その中でやはり値上げというものも検討していかなきゃいけないよねというお話は出てて、なるべ

く早い段階で動けたらいいなというところまだ検討しているといった段階でございます。

○　瀬戸市

もう１点、最後、ちょっと愛西市さんよろしくお願いします。

今、海部地区の管内のお話、頂戴したところなんですけども、共同購入というような形をとっておられるということなんですけども、各管内の自治体さんはですね、事業者についてどういった選定をされているのかなというところをご教示いただければなと。例えば海部地区の環境事務組合さんに言って、一括購入されたものを構成自治体に分配されているというような、そういった理解をしたわけなんですけど、そういった理解でよろしいでしょうか。

○　愛西市

まず事業者選定についてなんですけれども、海部地区環境事務組合で実績等を参考に、候補者をまず選定します。

その選定した業者が各構成自治体で指名願が出ているか確認しまして、そのあと組合と各自治体で協議し決定をしております。

あと一括購入した後っていうことだったんですけれども、そこで利用者が決定してから、各構成自治体でそれぞれ落札業者と契約し、そこの業者が直接自治体に納入してもらうような形になっております。

○　議長

それでは瀬戸市さん以外で、追加で伺ってみたい市がございましたら、挙手をお願いします。

他によろしいでしょうか。

特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

ありがとうございました。

議題３につきましては以上とさせていただきます。

エ　議題４　旧町村名の墓地への対応について（新城市提出）

⑺　新城市　趣旨説明

○　議長

それでは、議題４　旧町村名の墓地への対応について、提案市であります新城市さんより趣旨説明をお願いします。

○　新城市

新城市の環境政策課長、井上と申します。いろいろな議題に対して皆さんお忙しい中回答をたくさんさせていただきましてありがとうございました。

私どもの議題といたしまして、当市には土地の登記名が旧村、旧町村名のままになっている墓地が 100 か所程度存在しておりまして、これらの墓地は墓地台帳に掲載されており、さらに市の財産台帳にも行政財産として載せてあるものになります。

墓地の境界立会いが必要になりますと、市が所有者として立会いを行っているということで出ていっております。しかし、実際の管理や経営は全く関与しておらず、地元さんや昔ながらの地区の方が慣習的に行っているという状況にあります。

市が登記簿等を見ると所有者ということになっていることや立会いなどをしてしまっている都合上、何かと市が管理をしてほしいとか修繕が必要になったときは市がお金を出すべきじゃないかというようなことで、要望されて回答に困っているということも度々起きているため、県内の市町村の皆様の状況はいかがかなと思って、この場をお借りして尋ねさせていただいた次第です。

⑷　質問等

○　議長

ありがとうございました。

いわゆる昭和20年のポツダム政令に関わる話なのかなというふうに思います。戦前戦中まで町内会で所有していた土地、いわゆる字持ちと言われるものですが、ポツダム政令で自治体に原則的に帰属させるということになった後、さらに合併を経て旧町村名の名前で登記がそのままになっているという墓地のお話なのだろうと思います。御回答いろいろ見ておりますと旧町村名の墓地がそもそも存在しないという市もございます。

何分長い年月経っている物件という特性もありますので、行政財産、普通財産の区別や、管理方法とか、そもそも主管部署もばらばらな現状もあるなどいたしますので、いろいろな市の事情を伺えると各市の参考になるのかなと感じております。

それでは、各市の回答で補足説明したい市がありましたら挙手をお願いします。

新城市さんの方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

○　新城市

瀬戸市さんと豊川市さんから頂いた回答の中に、市のほうで伐採などを行うというような管理に少しお金をかけるという御回答頂をいただいたため、その際の判断根拠など、どういう場合だと市のほうで費用をかけて管理をするかというところをお聞かせ頂ければと思います。

○　瀬戸市

基本的には、墓地の使用者で管理を目指している現状ですが、倒木など人命に関わるところや道路の際を出てしまい車両の走行ができないなど、そういったところは当然対応しなくてはいけないと思っております。

しかし、管理者さんあるいは管理団体さんが非常に高齢化しており、やる力を持ってらっしゃらないことが正直多々あり、その方々については基本的にやっていただくのですが、場合によってはリスクに応じて、コストをかけているというわけではなく、環境課職員で応援に行っております。ただ、市が全て行うこと

は良いことではないので、一緒にやろう、そうであれば環境課が出向くという話の中で一緒になってリスク回避に努めております。しかし、例えば大きな大木を切らなくてはいけないなど予算を投入しなくてはならない場合がありますが、その時の判断によるというのが正直なところで、基本的に市の予算は身を持って一緒になって行っている現状です。

○　豊川市

瀬戸市さんが言われたように、土地所有者が市になるということで近隣の権利を脅かすおそれがある場合は、土地所有者である市も対応しているところでございます。自分達でできる範囲であればなおさら良いのですが、もう大木が倒れそうだということも実は昨年度ございまして、100 万円ぐらいかけて残予算集めて対応した経緯もあります。

瀬戸市さんのお話の中にもあるように、だんだん高齢化があり、管理がどうしてもできないというところが出てきているので、相談が増えてきております

財政課は予算をつけてくれるわけでは全くないので困っており、どちらかというと、豊川市では、いわゆるこの旧慣墓地を存続できないのなら、止めてしまってはいかがでしょうかという御案内も結構しています。止めていくところが年に 1 か所程度ずつ毎年出てきており、官報に載せて、墓じまいをしていく流れがこの後出てくるだろうなと思います。

○　新城市

止めてしまった方たちが出てしまうと思うのですが、皆さん、その後お墓をどのようにされているかは御存じですか。

○　豊川市

地元で管理しているため、それぞれ墓じまいをしていただいて、市営墓地に移すとかお寺の墓地に移すなどをしていただいた後に、市が行政財産から普通財産へ移す手続をしていきます。地元の墓地の中で、墓石や仏様を全て撤去していただいてから、市が整地を行い、普通財産化して売払いをしていくという流れになります。

地元の方は、それぞれ自分のものは改葬していき、うちのほうは普通財産化していくという流れになります。

○　議長

それでは新城市さん以外で、追加で伺ってみたい市がございましたら、挙手をお願いします。

私たちの環境政策課でも、墓地の管理を行っていますが、市営墓地しかり、いわゆる町内の墓地しかりなのですが、墓じまいが急速にこの数年進んでいるなという実感があります。町内の管理組合さんからも、先ほども豊川市さんと同様にもう維持ができないという相談がやはりちらほら深刻に舞い込んでくるということもあります。環境部でこの事務を持ってない自治体さんも多分あるかと思いますが、今後深刻化するのかなというような感じです。

○　新城市

1つ聞き忘れてしまっておりました

資料 4-2 で、春日井市さんから市有墓地として位置付けていないというお答えを頂いているのですが、これは該当する墓地を持っていないからという意味か、該当する墓地があるが市有墓地と位置付けていないということか教えていただけますでしょうか。

○　春日井市

資料記載のとおり市の墓地として潮見坂平和公園という施設を有し、管理事務所が施設の管理をしております。そこに関しては、墓地台帳には旧市町村の墓地は掲載しておりませんという回答と、あとそれ以外の施設は春日井市では管理をしておりませんというような回答になるかなと思います。

○　議長

ありがとうございました。

議題４につきましては以上とさせていただきます。

オ　議題５　騒音・振動・悪臭に関する苦情への対応について（新城市提出）

⑺　新城市　趣旨説明

○　議長

それでは、議題５　騒音・振動・悪臭に関する苦情への対応について、提案市であります新城市さんより趣旨説明をお願いします。

○　新城市

私どもすごく小さな市で細々とやっておりますので、日々いろんな問題に翻弄されておりまして、二つも質問を出してしまい申し訳ないのですが、もう１つ教えていただきたいと思います。

騒音・振動・悪臭に関する苦情への対応ということで、これらの苦情が年間を通して、7 年度には 57 件ほど、市が小さいので苦情数も小さいのですが、うちの市としては結構たくさん苦情が出ておりまして、騒音とか振動とか悪臭は日常生活に密着した問題ですので、個人の方からの訴えとが多く、個人間のやっかみとかいろんな感情も踏まえたものの苦情が多く入ってきておるところで、職員が迂闊に動いてしまうとお互いのトラブルに巻き込まれて、より問題が複雑化してしまうという事例もあったりするわけですが、この辺りを、法や県条例に定められたもの、原因者が事業者である場合に限るというようなことで決めまして、個人のほうには入っていかないと決めて最近では対応をしているところです。

個人が原因者の場合は本市のほうで受けられませんというような対応をしていますが、各市の皆様、どのようにされていますかということで質問させていただきました。

⑴　質問等

○　議長

ありがとうございました。いわゆる相隣関係っていうものなのかなと思います。

各市の回答を見させていただきますと、個人が原因者である案件への対応には対応していないと、原因理由としては指導権限や法的根拠が無いからなんだという回答が多いようには見受けられるところでございます。

とはいっても、実際の対応など方針については地域の特性や案件ごと、多種多様なものがありますので、その時々に応じて臨機応変にというケースも出てくるのかもしれないなとは思うところであります。

それでは、各市の回答で補足説明したい市がありましたら挙手をお願いします。

新城市さんの方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

○　新城市

資料 5 の碧南市さんの御回答で、苦情の内容状況に応じて法令等の該当でなくても対応するケースがあるというふうにお答え頂いておりますので、何か本当に断りにくい案件などを御経験されているのかなと思い、もし何か簡単な事例があれば教えていただければと思います。

○　碧南市

回答の書き方が良くなかったのかもしれないのですが、基本的には市民の方からそういった苦情があれば、相談に応じるような形ではやっているということでございます。ただ、実際に、新城市さんの相談の中身の 57 件がどうかというところがありますが、碧南市の場合は民民というよりも事業者さんだとかが多く、民民の場合はほかの自治体さんも多いかもしれませんが、野焼きだとかというところが多いという状況でございます。

実際に本当の民民ということでも、他の自治体さんでも行政サービスの範囲内ですとか指導等ではなく、苦情があった旨をお伝えするというようなことで御回答されているところがあると思いますが、碧南市も概ねそのような形で対応しているということでございます。

碧南の場合、昨年度だというふうに若干うろ覚えでありますが、外国にルーツがある方も近年、持家を持たれてこられているという状況がございまして、なかなかコミュニケーションがお隣同士で取れないというところも出ています。文化の違いでどうしても、南米系の方や東南アジアの方が最近多いのですが、パーティーだとかで集まって賑やかにされるというケースが、民家であったり公共の用地というところもあるのか、現実かというふうに思っており、少しボリュームをといったお話をさせていただくと、意外と理解を頂けるというようなケースもあります。

なかなか、そういう文化の違いもあって、日本人のほうが大音量には慣れてない部分があるのかなというところで、そういったような形の対応も現実にしておるというところでございます。

○　新城市

ありがとうございます。

もう１件、同じような答えを頂いている長久手市さんにもお伺いしてみたいんですけれど、もしかして苦情断る根拠がないというお話ですので、いろいろ個人的な苦情も対応されていらっしゃるのかなと思うのですがその辺りのことはいかがでしょうか。

○　長久手市

やはり民民の苦情が非常に多く、隣の家から木が入ってきている、これが１番多いのですが、なかなか根拠がないところではありますが、まずはお願いベースで市から原因者の方に声をかけさせていただいて、シルバー人材センターなどが剪定をやっているのでその辺りで対応できませんかというお願いをするというところです。そこから先はなかなか踏み込めないということになりますので、それ以上原因者が対応してくれなくて市のほうでやってくれってということを言われることがありますが、そういったケースにおいては、やはり民民ということで、それ以上は市としては介入できませんというような対応をとらさせていただいています。

○　議長

それでは新城市さん以外で、追加で伺ってみたい市がございましたら、挙手をお願いします。

他によろしいでしょうか。

特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

ありがとうございました。

議題５につきましては以上とさせていただきます。

カ　議題６　その他

⑺　意見、質問等

○　議長

続きまして議題６　その他に入らせていただきます。

せっかくの機会ですので、会全体を通して何かご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

いろいろ回答一覧表になって、事務局さんのでまとめていただいていますので、また気になったら個別にお問合せ頂けるかなと思います。

よろしいでしょうか。

⑴　セントレアで使用する国産ＳＡＦの原材料となる廃食用油回収ご協力のお願い

○　議長

それでは、中部国際空港株式会社様より、情報提供を頂けるということです。中部国際空港株式会社サステナビリティ推進室　重野　様よろしくお願いします。

○　中部国際空港株式会社

貴重なお時間頂きましてありがとうございます。

中部国際空港から来ました重野と申しますよろしくお願いいたします。

お手元に皆さん配らせていただきました、昨年もこの機会にこの時間を頂きまして、家庭から出る廃食用油をターゲットとした持続可能な航空燃料ＳＡＦにしたいというお願いをこの場でさせていただき、去年お話しさせてもらったらすごく問合せを頂きまして、大変感謝しており、切替えていただいた実際の皆さん本当にありがとうございます。今年もまた再度お願いをさせていただきます。

1 枚目ＳＡＦというものは何かというのはもう皆さん既に皆さん御存じだと思いますので、ここの説明ちょっと省略をさせてもらいますけども、我々これから 2030 年脱炭素を皆さんも試みてると思うのですが、航空業界は脱炭素非常に大変な時期になっておりまして、航空業界の脱炭素の切り札もＳＡＦしかないと言われています。そのため、我々もそうですけども最近、経済産業省さんとか国土交通省さんのもニュースになっておりますけども、2030 年からは航空機、セントレアから飛ぶものもそうなのですが、ＳＡＦの燃料を入れるってことが義務化されると、先週ぐらい少しニュースになっていたと思うのですが、そういった形になってくるとＳＡＦの原料を本当に集めていかないと、航空燃料というのはもう大量に燃料が必要になりますので、ぜひまだ、やってない自治体あれば御協力を頂きたいというものでございます。

次のページに行きまして、中部国際空港の脱炭素の状況ですが、今話したことの繰り返しになってしまうんですけども、空港もゼロカーボン宣言というのをしてるんですけどもセントレア全体の約 9 割が航空機から出る脱炭素です。やはりこれを何とかしなければならないということで、今ＳＡＦというものを取り組んでいる形になるのですが、やはり原料となる廃食用油が世界中で足りない状況です。皆さんも多分バイオディーゼルにしたりとか飼料にして、廃食用油、どっちかというと争奪戦というか奪い合いが起こっている状況で、このＳＡＦが出てきたものですから、今やってる資源循環の取組を壊すことをしたいわけではなく、セントレアのためになるのであればということで、御協力を賜りたいというものでございます。

次のページがサプライチェーンですけども、まずこういったセントレアから、周辺空港周辺の自治体が特に愛知県の自治体さんにお願いをさせてもらって、家庭から出るもの及び自治体さんが管理している給食センターから出るものをターゲットとしていただいております。これを収集し、国産ＳＡＦができる工場というのは大阪堺市にあります。

大阪堺市の SAFFAIRE SKY ENERGY（サファイア・スカイ・エナジー）という会社のみという状況になっておりまして、これから経産省さんがかなり補助金を入るのですが、和歌山とか千葉とか徳山とかに 2030 年に向けてＳＡＦの工場が

どんどん建ってくるという状況でございます。今、大阪堺にできている工場っていうのは、コスモ石油さんがメインでやっている形になっておりまして、コスモ石油さんで皆さんから集められた廃食用油を原料としてＳＡＦをつくって、それを船でセントレアに運び、セントレアでＳＡＦを利用しているという状況でございます。

次のページに排出量の実態なのですけれども、これは皆さんも御存じのとおり先ほども話したとおり、今、事業系のものはいろんなところでもう既に回収が進んでいて、飼料にしたりとか工業原料にしたりとかバイオディーゼルにしたりといろいろ進んでいますけども、大変多くの量が輸出されているっていう現状にあります。輸出されて何になっているかというと、輸出されたものがＳＡＦになってそれがまた日本に戻ってくるという無駄なことが、日本国内で起きているという状況になっておりまして、この輸出の部分が非常に高値で取引されているという状況でございます。繰り返しになりますが、我々が今ターゲットとしているのは、家庭から出るものと給食センターで出るもので、「固めるテンプル」とかいろんなものを、今は可燃ごみで捨てられているケースもあったりするものですから是非そういったものがあれば、我々のために排出量を回収させていただきたいというものでございます。

次のページにいきまして、自治体目線で言うとどういうメリットがあるのかということなのですが、今言った廃食用油を資源循環するとCO_2も削減できるという形になりますので、資源循環かつ脱炭素社会の実現に貢献できるというものであります。集められた廃食用油で飛行機を飛ばすのは夢がありますよね。環境教育などをやっているとよく話がでますが、家庭から出た油で飛行機を飛ばすというストーリーが見える化する形になるため回収量は増えます。先ほどお話ししたとおり、皆さん協力していただいた自治体さんの排出量の回収量も徐々に増えており、是非そういった形での見える化にも期待できます。

市民の皆さんも脱炭素、資源循環は何をやっていいのかよく分からないということがあるのですが、それが身近な廃食用油、自分の家で上げた天ぷら油がそのまま脱炭素に繋がるよというメッセージも伝えることができるので、ぜひこういった活動に協力頂ければと思っております。

次のページにもう１点自治体さん目線のメリットなのですが、これから 2030 年に向けて自治体さんでのCO_2排出量がどれくらいか、削減量がどれくらいなのかというのを定量化していくなど数字を見える化しデータ化していかないといけません。このトレーサビリティが着眼されてくる中で、廃食用油を自治体さんから回収したものについてはどれだけ回収されたものがＳＡＦになって、それによってCO_2がどれだけ削減できたかというもの自体をきちんと証明する形に、今、愛知県さんやられている地産地消ＳＡＦ協議会でも同じような議論がされており、それと連携しながらも行っております。既に我々としては発行している形になるので、そのサファイアスカイエナジーからこういったものを、年間

CO_2削減量はどれだけだと見える化することも可能でございます。

実際始める際の懸念は何があるかというと、回収拠点を整備してもらわないといけませんので、このご負担は頂かないといけません。今までの既存のごみ収集のやり方をそのまま利用してもらう形でやっているケースが多いため、このあたりも個別にお出しさせてもらいたいと思います。

資源回収ステーションの一角とか市役所からスモールスタートで始めるところもありますので、やれるところからスタートするということで全然構わないと思っております。また、当然有価物として取り扱う形になるのですが、先ほど言ったとおり廃食用油は価格競争が行われている状況であるため、既にバイオディーゼルとか輸入輸出みたいなところで使われている場合は、高値の単価で取引されているケースが多く、これによって自治体さんとしては売買収入が少し減ってしまうという可能性がございます。これは、なかなかやはり単価が落ちてしまうため、それであるとやれないよという形になるかと思うのですが、セントレアのためになるということでお願いしたいというものでございます。ぼやかしているとなかなか分からないと思うので、資料には落とすことはできませんが、目安でいくと、家庭系の廃食用油の買取り単価については、ドラム缶で集めさせてもらったとおり、取引としてはキロ 20 円程度で、ペットボトルで回収させてもらう場合はキロ 5 円という形です。回収頻度とか回収量とかタンクの容量みたいでございますのでそれによって変動します。多くの自治体さんはもしかすると 100 円とか 70 円 100 円とかそういった程度で取引されているかもしれませんが、我々はこのこれ前後の値段という形で個別に調整させていただき、給食センターについては、ドラム缶の集めた場合、キロ 40 円ぐらいの単価でやらせいただきたいのですが、きちんと見積りを出させてもらいます。先ほども、自治体さんの事情に合わせる形になりますので、これが上がったり下がったりってことも当然ございます。自治体さんの都合によって変動しますけども、目安としてはそれぐらいの金額になってしまいます。ただし、先ほど言ったとおり、自治体さんによっては回収量が増え、実際は収入が減らなかったという実態がございますので、これは一概に収入が減るというふうに言えるものではないと思っております。

収集のパターンもいろんなパターン全て対応したいと思っております。家庭から出るものを代表していますが、リサイクルセンターとか清掃事務所のほうに自治体さんの職員さんが運んでもらってそこでも集めたものを我々回収させてもらうという方法もあれば、先ほどの愛知県の協議会でやっているアオキスーパーさんみたいな形で、スーパーに持ち込まれたものを取引させてもらうというケースもございます。もう 1 点民間事業者さんに集めてもらい、それを集積所まで取りに行くというケースもございます。

自治体さんの今やっているパターンに基づいて、我々対応させてもらうのですが、当然皆さんもよく御存じで廃掃法のことも理解して対応しないといけな

いという形になっていますので、自治体さんが責任を持って回収できたものを我々回収させていただきたいと思っております。

次のページが最後になりますが、この会議をきっかけとして多くの自治体さんが賛同頂き、現在 15 の自治体さんで、今年度期中から始めていただく自治体がこの中にもいらっしゃいますけど、そういったこともあり、来年の 4 月から回収をさせていただくという自治体さんももう決まっているところがございます。昨年ここに来た際、愛知県内では、大体 5 万リッターぐらいしか集まっていなかったのですが、今年の見込みでいくと 20 万リッターに近いぐらいです。サファイアスカイエナジーという堺のでも、愛知県はこれほどＳＡＦのために協力してくれるなんて、と言われています。これはもう皆さんのおかげだと思っている次第でございます。

本当にささいなことでもこういうやり方でもＳＡＦにできるのであればという関心のある方ございましたらメールでも電話でも構いませんので御一報頂ければ、単価のことや引取り条件も個別に調整させてもらいます。協定式みたいなものも一生懸命やらせていただきますし、環境教育みたいなもので廃食用油の回収のプロセス自体も変えていきたいと思っておりますので、御一報頂ければありがたいです。

○　議長

ありがとうございました。ただいま、国産ＳＡＦ推進についてご説明いただきましたが、ご質問等はありませんでしょうか。

○　高浜市

廃食用油の収集パターンについて、昨年我々が御相談してできないよと言われたスーパーさんとかを拠点にというとこころができるようになあというところです。

○　中部国際空港株式会社

先ほども言ったとおり廃掃法の関係で、きちんとスーパーさんと自治体さんの間で、自治体が家庭から出たものを回収したものですよということをスーパーで管理できるようであれば、我々はスーパーまで取りに行くことは可能です。

今、アオキスーパーさんも同じような形でやっていると思うのですが、あれはあくまで民間回収のように見えて、自治体から出たものをスーパーさんを拠点として回収しているというスキームになっており、皆さんがやられてる資源回収センターのような自治体さんの管理下に置いた状態で、そこのものを集めているという状況になっています

もし高浜市さんがどっかのスーパーさんと契約をされて、名古屋市さんとかもそうなのですが、そのスーパーは自治体の回収拠点という整理がなされれば、我々はスーパーへ取り行くことは可能でございます。

○　議長

よろしいでしょうか。それでは重野様、ありがとうございました。

続いて次第４　次年度当番市の決定に入ります。

⑷　次年度当番市の決定

○　議長

次年度の当番市について、事務局から説明をお願いします。

○　市長会事務局

次年度の当番市について、でございますが、建制番号順によりまして、議長当番市は、瀬戸市さんにお願いすることとなります。

瀬戸市さんどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○　議長

以上をもちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

⑸　閉会

○　市長会事務局

熊澤課長様、ありがとうございました。

これをもちまして、環境関係部課長会議を閉会します。